

平成30年度消費者・事業者懇談会
「仮想通貨に関わる消費者トラブルについて」
発言要旨（平成30年10月19日）

1 開会

2 あいさつ（愛知県県民文化部長）

3 内容

（1）基調説明 1

「改正資金決済法の概要 ～仮想通貨交換業について～」
（財務省東海財務局理財部）

ア 改正資金決済法とは

- ・仮想通貨交換業を規制するための法律（改正資金決済法）が、平成29年4月に施行された。当該法律は、仮想通貨そのものを規制するものではなく、仮想通貨交換業を行う業者を規制するもの。
- ・当該法律では、以下のすべての性質を有する財産的価値を仮想通貨と定義している。
 - a：不特定の者に対して代価の弁済に使用でき、かつ、不特定の者を相手に法定通貨と相互に交換できる、
 - b：電子的に記録され、移転できる、
 - c：法定通貨又は法定通貨建ての資産ではない。
- ・また、不特定の者を相手に上記と相互に交換できる財産的価値についても仮想通貨と定義している。
- ・そのうえで、以下のいずれかを業として行う者を仮想通貨交換業者として定義しており、登録を受けた者でなければ、当該業務を行ってはならないものとしている。
 - a：仮想通貨の売買又は他の仮想通貨との交換、
 - b：aの行為の媒介、取次ぎ又は代理、
 - c：a，bに掲げる行為に関して、利用者の金銭又は仮想通貨の管理を行うこと。

イ 仮想通貨交換業者への対応等

- ・仮想通貨交換業者の業務としては、交換業者が顧客と相対で仮想通貨の売買・交換を行う業務（上記aに該当）と、顧客間の売買・交換のマッチングの場を提供する業務（上記bに該当）などがある。

- ・ 仮想通貨交換業者に対する規制は、（１）マネー・ローンダリング、テロ資金供与規制として、顧客の本人確認等を義務付けているほか、（２）利用者保護の規制として、内部管理体制の整備、利用者への情報提供（法定通貨ではない旨、価格変動による損失リスク、サイバー攻撃による消失などのリスク、手数料など）、最低資本金、顧客財産と自己財産の分別管理、外部監査などが義務付けられている。
- ・ 金融庁では、仮想通貨モニタリングチームを設置し、仮想通貨交換業者に関する業務に対応している。また、東海財務局では、金融庁から事務委任を受け、愛知県、岐阜県、三重県及び静岡県に本店が所在する仮想通貨交換業者の監督を行なっている。
- ・ 仮想通貨交換業者は、現在（10月19日時点）、16社が登録されているほか、みなし仮想通貨交換業者3社が存在している。
- ・ 仮想通貨交換業者は、少ない役職員で多額の利用者財産を管理するといった実態があり、取引が急拡大する中で内部管理体制の整備が追いつかず、様々な問題が認められている。こうした中、平成29年4月に法律が施行されて以来、仮想通貨交換業者（みなし仮想通貨交換業者を含む）に対して22回の行政処分が行われているところ。

ウ 利用者への対応等

- ・ 消費者庁によると、消費生活センターや国民生活センターなどで受けた仮想通貨に関連すると思われる相談の件数は、平成28年度から平成29年度にかけて大きく増加しており、年齢別に見ても幅広い年齢層で増加している。また、地域別で見ると東京、神奈川、愛知といった大都市圏が多い。
- ・ 監督当局としては、これまでも、消費者庁、警察庁と連名で、利用者に対する仮想通貨についての注意喚起を行ってきているところ。今事務年度の金融庁の行政方針においても、仮想通貨に関連するリスク等について、利用者からの相談事例を活用しつつ、利用者に対する注意喚起を実施することとしている。

基調説明 2

「知識ゼロから学ぶ仮想通貨 ～仮想通貨の現状と課題～」

(一般社団法人日本仮想通貨ビジネス協会)

- 平成27年10月に金融商品取引業者を中心に「仮想通貨ビジネス勉強会」を発足した。平成28年3月に社団法人化し、平成30年8月に「一般社団法人日本仮想通貨ビジネス協会」に改称した。毎月1回、会員を対象に法律、会計、税務などの勉強会を開催している。
- 法律に仮想通貨が定義される前から当協会にも全国から仮想通貨に関わる相談は多数あった。しかしながら、当時は法律がなかったため、相談者に対して、特定の仮想通貨に関し公にコメントすることはできなかった。法律が施行されてからは、多くの事業者が姿を消していったが、現在もセミナー等で違法な仮想通貨への投資を勧誘している事例はある。
- 仮想通貨とは、インターネット上に書き込まれたデータである。データの価値をやりとりする。2009年にSatoshi Nakamotoの名で公表された論文を基にビットコインが作られた。ビットコインの基礎となるのが「ブロックチェーン」と呼ばれる技術で、この技術は金融業や製造業でも注目されている。
- 銀行は、特定のサーバーでデータを管理する中央集権型であるが、大規模になるほど管理が大変になり、コストも高くなる。
- ビットコインは、中央サーバーを持たない非中央集権型であり、世界中のコンピューターで監視されているので、ひとつのパソコンが使用不能になってもデータが消失することはない。
- 法定通貨を海外送金する場合、一般的に高額な手数料がかかる。仮想通貨は送金決済システムの簡便化の利点から発展した。コストは中央集権型に比べて100分の1程度で済むため、送金の手数料もほとんどかからない。
- 今年、仮想通貨が不正流出した事件は、ブロックチェーンの技術が破られたものではなく、内部管理体制に起因する問題であった。ハッキング対策のため、社内の部門ごとのパソコンは遮断しておくなど基本的な管理ができていなかったことが原因であったとの指摘もある。

- ・当協会には昨年の夏ぐらいから海外からの視察が増えた。理由は、ICO (Initial Coin Offering: 仮想通貨による資金調達)に興味があったからである。しかしながら、現在は、金融庁が国内における新たなICOを許可していないため、視察が減ったとともに、日本の業者も海外でICOを行うという動きになっている。今年のICOの事例は、日本では0件だが、海外では飛躍的に増加している。
- ・ICOではトークン(コイン)を発行するが、トークンは大きくセキュリティトークンとユーティリティトークンに分けられる。セキュリティトークンは限りなく証券に近いものであるため、金融商品取引業の中で扱うべきとの意見がある。ユーティリティトークンでは、例えば、医療用のカルテをブロックチェーンで行うなどの案がある。世界中の患者と医者をつ結ぶときに、医療だけに利用される仮想通貨があれば世界中の人が便利になる。
- ・ある国の一人あたりの労働力が、その国の通貨で換算されると、他国との通貨との差で労働力の対価が低くなるが、トークンであれば各国共通の対価が得られるとの発想もある。
- ・現状、仮想通貨とは言えないがステーブルコインという円やドルにリンクして動いていくものがある。日本でも銀行が独自のステーブルコインを発行する動きもある。
- ・現在、金融庁に登録されている仮想通貨交換業者及びみなし仮想通貨交換業者が扱っている仮想通貨以外の仮想通貨は、国内での販売は禁止されている。
- ・消費者が一番心配されるのは仮想通貨に便乗した詐欺だと思うが、何倍にもなると謳った勧誘もあるので特に高齢者は注意してほしい。金融庁に登録されている仮想通貨交換業者16社及びみなし仮想通貨交換業者3社以外の事業者は危険であることを認識してもらいたい。

(2) 情報提供

「仮想通貨に関する消費生活相談の概要と消費生活モニターアンケートの結果について」

(愛知県県民文化部県民生活課)

ア 愛知県の消費生活相談の概要について

- ・愛知県及び県内市町村の消費生活センター等に寄せられた相談は、平成29年度までの過去5年間はおおむね増加傾向にある。また、平成30年度の4月から8月までの相談件数は、前年度比3.2%増となっている。
- ・仮想通貨に関する相談は、平成25年度から平成29年度まで増加傾向にあり、特に平成29年度は前年に対して4.8倍と大幅に増加した。平成30年度に入ってから4月から8月までは前年度比2.1倍で推移している。年代別では、40代、50代が多く、性別では、男性が約6割を占めている。
- ・相談事例としては、「仮想通貨で儲かるといった情報商材を購入したが、指示通りに仮想通貨を購入しても儲からない」といったものや、「知人からセミナーに誘われて、仮想通貨のマイニングビジネスに高額な投資をしたが、実は人を勧誘することにより利益を得るネットワークビジネスだったため解約したい」というものがある。
- ・仮想通貨は法定通貨と異なり、価値が保証されるものではなく、値下がりリスクもある。仮想通貨交換業者は、金融庁への登録が必要であるため、取引をする際は登録業者かどうか確認すること。仮想通貨の話題性に便乗した詐欺的な投資への勧誘が多くある。誰でも稼げるといったうまい話はないので、契約は慎重にすること。以上のことを消費者の方々に対して注意喚起を行い、トラブルを未然に防止していきたい。

イ 消費生活モニターアンケートの結果について

- ・年に1度、愛知県消費生活モニターを対象にアンケートを実施しており、今年度は「仮想通貨」をメインテーマに実施したので、その結果を紹介する。

(アンケート結果は以下を参照)

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenminseikatsu/monitor-en30.html>

(3) 意見交換

仮想通貨の疑問点、不安な点について

起こりうる消費者トラブルやトラブル防止に必要な取組について

○消費者

- ・仮想通貨のことを意識する機会が増えて仮想通貨が身近なものになりつつあることを実感している。近い将来、買物などで仮想通貨に接するかもしれないので仮想通貨を取り巻く状況を知りたいと思っている。
- ・仮想通貨交換業者からの仮想通貨の流出や仮想通貨の履歴の書換えが起きているが、金銭補償が必要になったときに、仮想通貨交換業者でも預金保険制度のようなものがあると消費者としては安心である。
- ・仮想通貨口座の資金の差押命令を裁判所が出したが強制執行できなかった件について、その後、何か進展があれば教えてほしい。
- ・起こりうる消費者トラブルとしては、消費者が理解不十分で想定以上の損失を受けることが考えられる。消費者トラブルの未然防止には、消費者は仮想通貨のことを理解するように努めること、事業者と行政は、メリット、デメリットの両方を具体的に消費者に知らせることが必要だと思う。

○消費者

- ・仮想通貨交換業者は登録制になったが、仮想通貨の発行基準はどのようになっているか。仮想通貨の発行そのものを規制することはできないのか。
- ・仮想通貨交換業者によっては、取り扱わない仮想通貨もあると思うが、取り扱うかどうかの判断基準はどうなっているのか。
- ・マイニングのことがよく分からない。どうなれば新しい仮想通貨が手に入るのか。
- ・仮想通貨の不正流出等の事故が起きた場合に備えて、業界団体に損害補償制度など積立てを行うことはないか。
- ・海外への送金などには便利だと思うが、日常生活で仮想通貨を支払手段として利用するには価格の変動が大きいと使いづらい。
- ・仮想通貨の不正アクセスに対しては、対策をとられていると思うが、コンピューターである以上、パスワード等のセキュリティを突破してくるものが現れるのではないかと心配をしている。

○消費者

- ・実際に海外に送金する機会はない。一部事業者で仮想通貨を使った支払ができるようになったようだが、まだごく一部にすぎない。実際、仮想通貨を使おうと思っても、なかなか使い勝手がでない。
- ・現在、銀行の金利は0.01%しかなく、仮想通貨の運用利益は魅力的であった。しかしながら、「仮想通貨」という言葉が怪しい部分もあり、資産運用の対象からは外している。
- ・仮想通貨をインターネットで調べたところ、「ある仮想通貨は2年ごとに20倍になっている」、「1万円で購入した仮想通貨が1億円に化けた人もいる」と書いてあるサイトもある。それらしいチャートや図表も掲載されている。しかしながら、価格が下落したことや、登録されている仮想通貨交換業者から不正流出したことなどは書かれていない。
- ・仮想通貨は1,500種類以上あるといわれており、仮想通貨自体を選ぶ必要もある。仮想通貨そのものの評価基準の情報提供もいただけると参考になる。また、登録されている仮想通貨交換業者は、何を基準に認定されているのかを消費者にわかるように情報提供いただければと思う。
- ・国によっては仮想通貨を禁止している国もある。今後、日本でも仮想通貨が禁止されることはないだろうか。継続的に情報提供をお願いしたい。仮想通貨交換業者の登録性についても、何をどう登録しているのか、何が安全なのか情報提供をお願いしたい。

○消費者

- ・仮想通貨については、テレビCMや不正流出した事件のニュースぐらいしか知らなかったが、基調説明を聞いて理解が深まった。なかなか一般的な消費者には新しい情報は入りにくいですが、仮想通貨はこれから広まっていくのではないかと考えている。
- ・仮想通貨に関わる被害はどんどん広まっていくのではないかと考えていたが、規制がかかっていたり、事業者が登録制になったりと消費者として少しだけ安心することができた。
- ・若い人たちは違和感なくどんどん利用していくと思うので、これから様々な情報をしっかり伝えていってほしい。

○消費者

- ・ブロックチェーンなどの技術は聞いたことがあるが、誰がどのようなかたちで利益を上げているのか不思議である。また、流出事件が起きたときに事業者が補償するという事になったが、その額が大きすぎて理解できる世界ではなかった。
- ・ロコミで儲かることなどが広まっていくとしたら、友人やSNSの投稿の信ぴょう性を見分ける消費者の眼が大切になってくる。将来的に安全性を確保するために、どのようにしていくのか。
- ・スマートフォンを持っていない人は情報を得られないので、取引の対象外なのか。
- ・投資のためなのか、利用のためなのかは、その人によると思うが、普通の人は海外に送金することは余りないので、投資の対象として購入している人が多いとの印象を受けている。

○公益社団法人全国消費生活相談員協会中部支部

- ・消費生活センターに入る相談で本物の仮想通貨のトラブルに関わる相談は余りない。仮想通貨を別の通貨に換えようと思ったができなかったとか、事業者に連絡をしてもなかなか返事が来ないなどの相談はあるが、偽物の実在しない仮想通貨に関する相談がほとんどである。
- ・実際に仮想通貨を買おうと思うと、個人情報登録や銀行口座登録などハードルが高い。本当にこの事業者のこの商品で良いのかよく勉強して理解してから利用することが大切である。第三者に、この事業者が良いなどと勧められて購入するのは危険である。
- ・登録された仮想通貨交換業者だからといって決して安全ではない。安全であるお墨付きが与えられているわけではない。仮想通貨はデータであり、なくなる危険性があるので、自己責任でやらなければいけないところはあるかと思う。
- ・あやしい情報商材に関する相談は毎日のように入ってくる。「簡単に儲かる」とか「毎月30万円受け取れる」との文言で誘導して先行投資をさせたり、実際にもうかっているように見せかけたカリスマ的な人物の動画を送りつけたりする勧誘が非常に横行しているので、注意が必要だと感じている。

○財務省東海財務局理財部

- ・金融庁が開催している「仮想通貨交換業に関する研究会」では、今後の制度的な対応について検討が行われているところ。例えば、先日行われた第6回の研究会では、仮想通貨交換業に係る規制として、問題がある仮想通貨の取扱いや顧客財産の管理・保全の強化などが検討項目となっているが、現在議論が行われているところであり、結論はこれからである。
- ・東海財務局管内に仮想通貨交換業者はない（みなし業者が3社あったが、すべて自主的に廃業した）ため、管内に本店を置いて仮想通貨交換業を行っている業者がいれば、それは無登録ということになる。
- ・当局は現行法令を執行する立場にあり、今後も、現行規制に基づき、適切な監督に努めていく。また、現在、議論されている今後の制度的な対応の結果として、新たな規制が導入されるのであれば、それに基づいた法律の権限を適切に行使することによって、利用者保護を図っていく。

○一般社団法人日本仮想通貨ビジネス協会

- ・今月中には自主規制団体が認定されるものと思われる。「一般社団法人日本仮想通貨交換業協会」では、非常に分厚い自主規制案を作成した。今後、仮想通貨交換業者になられる方は、法令だけではなく、この自主規制案をすべてクリアしたところでないと事業を開始できないことになるであろう。現状、約160社の事業者が金融庁の登録を待っているが、この自主規制案をクリアしなければいけないとなると160社のうち100社以上は事業の開始を断念するのではないかと思われる。
- ・業界団体として、不正流出等の被害が出た場合に損害補償を行うことは、今のところ考えてはいない。ただし、ホットウォレットに管理している資産が全部なくなった場合、補償ができないような事業者は事業を行うことはできないとの流れになると思う。

- ・金融庁の指導により匿名性の高い仮想通貨の取扱いは控えており、現在10種類の通貨を取り扱っている。今後については、登録を受けた仮想通貨交換業者が新しい仮想通貨を上場するときは、自主規制団体と相談した上で金融庁の判断を受けることになるであろう。仮想通貨は数千種類あるといっても、日本で扱っているのは10種類しかない。ただし、今後増えてくるとは思う。
- ・今一番関心が高いのが I C O であるが、一方で、地域通貨というものがいろいろな地域で出てきている。これは、現状法定通貨には換えられないし仮想通貨にも交換できないので仮想通貨扱いではないが、I C O の基準ができればブロックチェーンに基づいた地域通貨が仮想通貨になる可能性がある。
- ・業界の健全な発展のためには、金融庁の指導の下に、事業者登録をしっかりと行い、事業者がハッキング等を絶対におこさせないことが大切である。再度、ハッキング等の不正流出が起これば、日本において仮想通貨は発展しなくなる。また、業界団体も、今後絶対にハッキング等が起こらないよう取り組んでいる。
- ・仮想通貨に関わる消費者トラブルとは、そのほとんどが仮想通貨自体のトラブルではなく、仮想通貨の名を騙る詐欺である。そのことが消費者に理解されるよう団体としても努力するし、行政にも周知徹底を様々な機会に広報等を通じて行っていただきたい。
- ・仮想通貨を使える店が増えていることは間違いない。アマゾンにおいても世界的に仮想通貨で買える商品は増えてきている。自国通貨が不安定な国は仮想通貨の需要が高い。日本は A T M が多く、現金に困らないが、海外では A T M が少ない国も多く電子マネー等の利用率が増えている。仮想通貨を禁止している国は、自国から自国の通貨が逃げていくことを恐れている国が多い。
- ・マイニングとは、ひとつひとつのトランザクション（コンピューターシステムにおける一連の情報処理）により生成されたブロックが確かであると認める行為をいう。それを最も速く実行した人が対価として新たなコインを得ている。

- ・ウォレットには秘密鍵が入っている。秘密鍵とは自分にしかわからない鍵であり、秘密鍵を知られると仮想通貨は盗まれてしまう。仮想通貨は間違ったアドレスに送ってしまっても組み戻しはできない。今、世界で迷子になっている仮想通貨は何百億円分あると言われている。交換所を通じて売買するときにはインターネットにつながっている必要があり、ネットにつながっている秘密鍵、公開鍵があるウォレットをホットウォレット、インターネットにつながっていない状態でおいてあるものをコールドウォレットという。
- ・ICOとは、事業者が事業の資金調達のためにコインを発行するもの。事業がうまくいけば発行されたコインの価値が上がるため、事業に興味がある人がコインを購入する。事業内容が書かれたものをホワイトペーパーといい、株で言うところの事業目論見書になる。売出し価格よりも下がっているものもあり、株と同様にリスクもある。世界では資金調達手段として株よりも多く行われている。しかし、日本では金融庁がICOを禁止している。世界で行われているICOを日本で売ることも禁止している。今後ICOは増えてくると思われる。

○公益社団法人全国消費生活相談員協会中部支部

- ・投資や運用の知識がなく、習う機会もなかった人々が怪しい情報商材にだまされていることが多い。今後、仮想通貨やキャッシュレス決済等さらに多様化する。対処するためには子どもの頃からの金融リテラシー教育を実施していく必要があると感じた。行政の方々には、そういうところにも眼を向けていただけたらと思う。
- ・事業者の方々には、消費者はセキュリティのことを一番心配していると思うので、万全の対策とともに消費者対応を丁寧に行うことを心がけてほしい。
- ・行政の方々には、例えば金融庁のウェブページに試してみてもたくさん情報があり、なかなか自分が見たい情報にすぐにはたどり着けないこともある。消費者の眼につくところに情報が届くように工夫していただけたらと思う。

(4) まとめ（愛知県県民文化部県民生活課）

- ・ 東海財務局からの説明により、制度の趣旨、消費者保護の取組について参加者と知識の共有が図られた。
- ・ 日本仮想通貨ビジネス協会からは貴重な意見を聞くことができた。事業者の方々には、セキュリティ面を含めて、これからも消費者を第一に考えた取組を心がけてほしい。
- ・ 消費者の方々には、これから仮想通貨に触れる機会が多くなるかもしれないが、正しく制度を理解した上で自らの判断により利用することが大切である。
- ・ 県としては、ウェブページ等を活用して県民の皆様へ情報発信するとともに、消費者からの相談に適切に対応して参りたい。万が一、トラブル等に遭われた場合は、早い段階で家族等と話しあったり、電話番号188に電話すると最寄りの消費生活センターに繋がるので、消費生活センターに相談してほしい。

4 閉会（愛知県県民文化部県民生活課長）



懇談会の様子